

鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県（知事部局に限る。）が発注する建設工事及び測量等業務に係る入札参加資格の設定、指名業者の選定等（以下「資格設定等」という。）を適正に行うために発注機関が組織する資格審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「執行規則」という。）で使用する用語の例による。

(委員会の召集)

第3条 発注機関は、資格設定等に係る決定を行おうとするときは委員会を召集し、当該委員会で承認を得た事項に基づき、当該資格設定等を行うものとする。

(業務)

第4条 委員会は、次に掲げる資格設定等について審議するものとする。ただし、(7)から(11)までに掲げる事項については、本庁が発注する工事等に係る委員会（以下「本庁委員会」という。）においてのみ審議するものとする。

- (1) 入札規則第15条第2項の規定に基づく同条第1項の表に定める方式以外の入札の方法又は随意契約の方法により契約の相手方を決定する旨の決定
- (2) 入札規則第16条の規定に基づく本店の所在地に関する応募条件の設定
- (3) 入札規則第17条の規定に基づく格付等級に関する応募条件の設定
- (4) 入札規則第18条の規定に基づくその他の応募条件の設定
- (5) 入札規則第32条第2項の規定に基づく総合評価入札により契約の相手方を決定する旨の決定
- (6) 執行規則第23条の規定に基づく公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定する旨の決定
- (7) 入札規則第7条第3項又は第34条の規定に基づく入札参加制限等の決定
- (8) 入札規則第35条の規定に基づく入札参加制限の期間中の取扱いの決定
- (9) 入札規則第36条の規定に基づく下請負者の入札参加制限の決定
- (10) 入札規則第37条の規定に基づく共同企業体の入札参加制限の決定
- (11) 入札規則第40条の規定に基づく入札参加制限の期間の変更等の決定
- (12) 各号に定めるもののほか、発注機関が入札及び契約を適正に行うために必要な事項

2 本庁委員会は、次に掲げる事項についての報告を受けるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく建設業者への指示及び営業の停止並びに同法第29条の規定に基づく許可の取消しに関する事項
- (2) その他本庁委員会が報告を求める事項

(構成)

第5条 委員会は、発注機関の長及びその指定する職員5名以上を委員として組織するものとし、本庁委員会は、県土整備部長、県土整備部次長、県土整備部本庁各局長、県土整備部の本庁各課長、県土整備部県土総務課建設業・入札制度室長、総務部営繕課長及び会計管理部工事検査課の職員で会計管理者が指名したもので組織する。

ただし、発注機関の長（本庁委員会にあっては、県土整備部長）が必要と認めるときは、関係課長を出席させることができる。

- 2 委員会は、発注機関の長が召集し、当該発注機関の長が議長となるものとする。ただし、発注機関の長がそれらの職務を行うことが困難なときは、発注機関の長の代決権限を有する者が当該職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(その他)

第6条 委員会の庶務は、発注機関の長の指定する組織において処理するものとする。ただし、本庁委員会の庶務は、県土総務課において処理する。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、発注機関の長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年7月28日から適用する。